

茅ヶ崎市地域防災計画 特殊災害対策計画（修正案） 新旧対照表

新	旧
<p>第2章 共通対策 第2節 災害情報受伝達体制の充実 第1 災害情報受伝達体制の充実 (略) 2 広報媒体 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 必要により <u>チラシ等</u>を作成し、配布又は掲示の実施 (略)</p>	<p>P 2 3 6 第2章 共通対策 第2節 災害情報受伝達体制の充実 第1 災害情報受伝達体制の充実 (略) 2 広報媒体 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 必要によりチラシ、<u>臨時広報紙等</u>を作成し、配布又は掲示の実施 (略)</p>
<p>第3章 火山災害対策 第1節 火山の概要 (略) 第2 富士山の概要 (略) 気象庁では、噴火警戒レベルは「1（活火山であることに留意）」として、監視・観測が行われていますが、<u>令和〇年〇月末日現在</u>、火山活動に特段の変化はなく、静穏に経過しており、噴火の兆候は認められません。 (略)</p>	<p>P 2 4 0 第3章 火山災害対策 第1節 火山の概要 (略) 第2 富士山の概要 (略) 気象庁では、噴火警戒レベルは「1（活火山であることに留意）」として、監視・観測が行われていますが、<u>平成29年8月末日現在</u>、火山活動に特段の変化はなく、静穏に経過しており、噴火の兆候は認められません。 (略)</p>
<p>第3章 火山災害対策 第2節 火山情報の伝達体制等 (略) 第1 噴火警報等の発表 (略)</p>	<p>P 2 4 2 第3章 火山災害対策 第2節 火山情報の伝達体制等 (略) 第1 噴火警報等の発表 (略)</p>

新

3 噴火警戒レベル

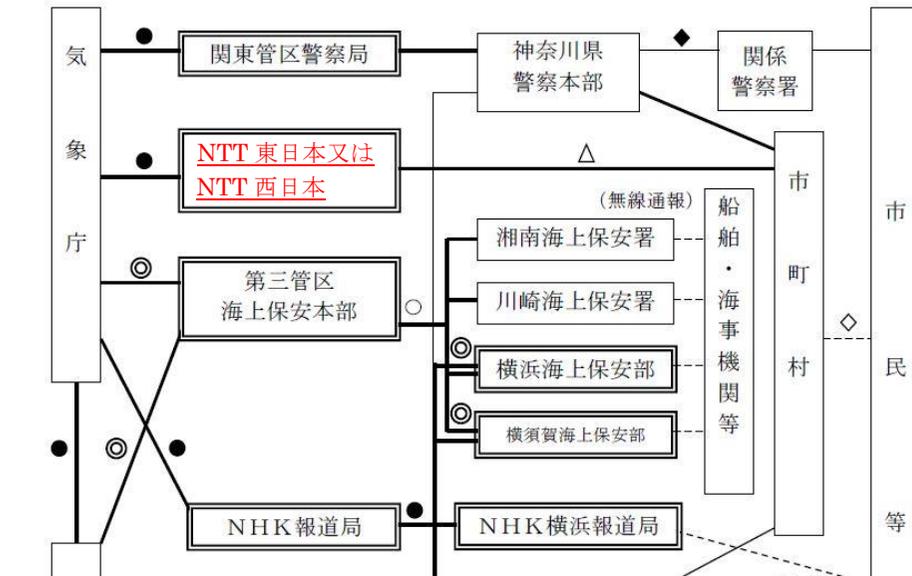
噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や市民がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したものです。

市民や登山者・入山者等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「**高齢者等避難**」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付けられています。

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
----	----	------	--------------------	---------

(略)

6 噴火警報等の通報及び伝達体制



(略)

第3章 火山災害対策
第3節 予防対策

旧

3 噴火警戒レベル

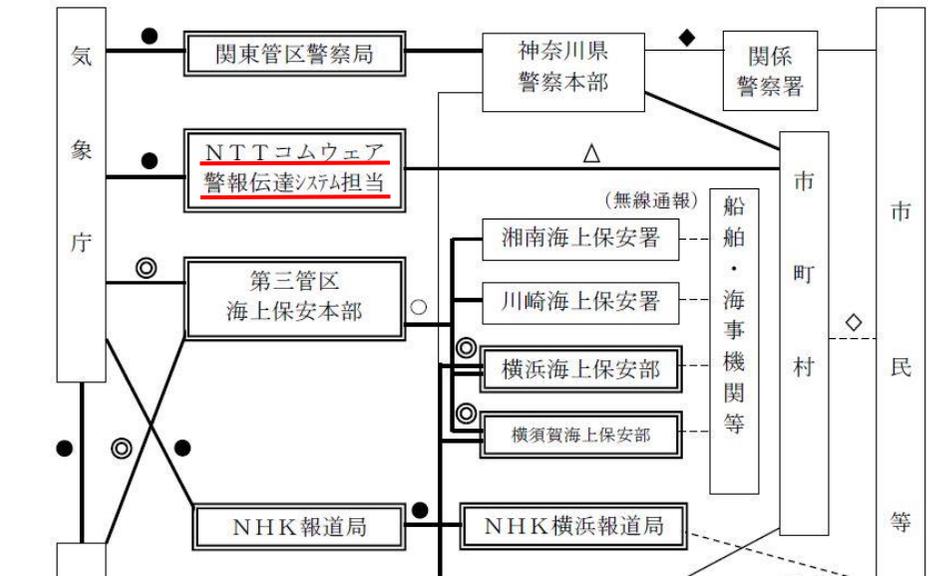
噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や市民がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したものです。

市民や登山者・入山者等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「**避難準備**」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付けられています。

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況
----	----	------	----------------	---------

(略)

6 噴火警報等の通報及び伝達体制



(略)

P 2 4 6
第3章 火山災害対策
第3節 予防対策

新	旧
<p>第6章 防災知識の普及・啓発 (略)</p> <p>2 園児、児童、生徒に対する防災知識の普及・啓発 <u>保育園、幼稚園、学校等</u>は、火山に関する正しい知識及び火山防災対策を学習内容等に組み入れ、火山防災教育の推進に努めます。</p>	<p>第6章 防災知識の普及・啓発 (略)</p> <p>2 園児、児童、生徒に対する防災知識の普及・啓発 <u>学校等</u>は、火山に関する正しい知識及び火山防災対策を学習内容等に組み入れ、火山防災教育の推進に努めます。</p>
<p>第3章 火山災害対策 第4節 災害時の応急対策活動 (略)</p> <p>第2章 災害対策本部の設置及び広域応援体制 (略)</p> <p>2 災害対策本部の設置 市長は、火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、災害対策本部を設置します。 (略)</p>	<p>P247 第3章 火山災害対策 第4節 災害時の応急対策活動 (略)</p> <p>第2章 災害対策本部の設置及び広域応援体制 (略)</p> <p>2 災害対策本部の設置 市長は、火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条第1項に基づき、災害対策本部を設置します。 (略)</p>
<p>第4章 海上災害対策 第2節 災害時の応急対策活動 (略)</p> <p>第2章 災害対策本部の設置及び広域応援体制 (略)</p> <p>2 災害対策本部の設置 市長は、大規模な海上災害が発生し、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、災害対策本部を設置します。 (略)</p>	<p>P254 第4章 海上災害対策 第2節 災害時の応急対策活動 (略)</p> <p>第2章 災害対策本部の設置及び広域応援体制 (略)</p> <p>2 災害対策本部の設置 市長は、大規模な海上災害が発生し、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条第1項に基づき、災害対策本部を設置します。 (略)</p>
<p>第5章 航空災害対策 第2節 災害時の応急対策活動</p>	<p>P261 第5章 航空災害対策 第2節 災害時の応急対策活動</p>

新	旧
<p>(略)</p> <p>第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制</p> <p>(略)</p> <p>2 災害対策本部の設置</p> <p>市長は、大規模な航空災害が発生し、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、災害対策本部を設置します。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制</p> <p>(略)</p> <p>2 災害対策本部の設置</p> <p>市長は、大規模な航空災害が発生し、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条第1項に基づき、災害対策本部を設置します。</p> <p>(略)</p>
<p>第6章 鉄道災害対策</p> <p>第2節 災害時の応急対策活動</p> <p>(略)</p> <p>第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制</p> <p>(略)</p> <p>2 災害対策本部の設置</p> <p>市長は、大規模な鉄道災害が発生した場合、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、災害対策本部を設置します。</p> <p>(略)</p>	<p>P267</p> <p>第6章 鉄道災害対策</p> <p>第2節 災害時の応急対策活動</p> <p>(略)</p> <p>第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制</p> <p>(略)</p> <p>2 災害対策本部の設置</p> <p>市長は、大規模な鉄道災害が発生した場合、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条第1項に基づき、災害対策本部を設置します。</p> <p>(略)</p>
<p>第7章 道路災害対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>(略)</p> <p>第1 道路の安全確保</p> <p>(略)</p> <p>2 道路施設等の整備</p> <p>(1) 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めます。</p> <p>(2) 道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図ります。</p>	<p>P271</p> <p>第7章 道路災害対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>(略)</p> <p>第1 道路の安全確保</p> <p>(略)</p> <p>2 道路施設等の整備</p> <p>(1) 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めます。</p> <p>(2) 道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図ります。</p>

新	旧
<p>(3) 道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めます。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 災害時の応急対策活動</p> <p>(略)</p> <p>第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制</p> <p>(略)</p> <p>2 災害対策本部の設置</p> <p>市長は、大規模な道路災害が発生し、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、災害対策本部を設置します。</p> <p>(略)</p>	<p>道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めます。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 災害時の応急対策活動</p> <p>(略)</p> <p>第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制</p> <p>(略)</p> <p>2 災害対策本部の設置</p> <p>市長は、大規模な道路災害が発生し、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条第1項に基づき、災害対策本部を設置します。</p> <p>(略)</p>
<p>第8章 放射性物質災害対策</p> <p>第2節 災害時の応急対策活動</p> <p>(略)</p> <p>第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制</p> <p>(略)</p> <p>2 災害対策本部の設置</p> <p>市長は、放射性物質による災害が発生し、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、市災害対策本部を設置します。</p> <p>(略)</p>	<p>P280</p> <p>第8章 放射性物質災害対策</p> <p>第2節 災害時の応急対策活動</p> <p>(略)</p> <p>第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制</p> <p>(略)</p> <p>2 災害対策本部の設置</p> <p>市長は、放射性物質による災害が発生し、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条第1項に基づき、市災害対策本部を設置します。</p> <p>(略)</p>
<p>第9章 危険物等災害対策</p> <p>第2節 災害時の応急対策活動</p> <p>(略)</p> <p>第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制</p> <p>(略)</p> <p>2 災害対策本部の設置</p>	<p>P287</p> <p>第9章 危険物等災害対策</p> <p>第2節 災害時の応急対策活動</p> <p>(略)</p> <p>第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制</p> <p>(略)</p> <p>2 災害対策本部の設置</p>

新	旧																														
<p>市長は、危険物等災害が発生した場合、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、災害対策本部を設置します。</p> <p>(略)</p>	<p>市長は、危険物等災害が発生した場合、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条第1項に基づき、災害対策本部を設置します。</p> <p>(略)</p>																														
<p>第10章 大規模火災対策 第2節 災害時の応急対策活動 (略) 第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制 (略) 2 災害対策本部の設置 市長は、大規模火災が発生した場合、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、市災害対策本部を設置します。</p> <p>(略)</p>	<p>P293 第10章 大規模火災対策 第2節 災害時の応急対策活動 (略) 第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制 (略) 2 災害対策本部の設置 市長は、大規模火災が発生した場合、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条第1項に基づき、市災害対策本部を設置します。</p> <p>(略)</p>																														
<p>第11章 竜巻等突風災害対策 第1節 竜巻の概要 (略) 第1 竜巻の概要 竜巻の発生件数は、年間約20件であり、死者が発生した竜巻被害は平成に入り8回になります。</p> <p><主な突風被害></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>年月日</th> <th>被害地</th> <th>人的被害</th> <th>住家被害</th> <th>藤田スケール</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>平成29年8月7日</td> <td>愛知県豊橋市</td> <td>死者0名 負傷者3名</td> <td>全壊3棟 半壊6棟</td> <td>F2</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>令和元年10月12日</td> <td>千葉県市原市</td> <td>死者1名 負傷者9名</td> <td>全壊12棟 半壊23棟</td> <td>F2</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>令和元年12月2日</td> <td>神奈川県横浜市</td> <td>死者0名 負傷者1名</td> <td>全壊0棟 半壊0棟</td> <td>F0</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>令和2年4月18日</td> <td>神奈川県中郡大磯町</td> <td>死者0名 負傷者0名</td> <td>全壊0棟 半壊2棟</td> <td>F0</td> </tr> </tbody> </table>		年月日	被害地	人的被害	住家被害	藤田スケール	13	平成29年8月7日	愛知県豊橋市	死者0名 負傷者3名	全壊3棟 半壊6棟	F2	14	令和元年10月12日	千葉県市原市	死者1名 負傷者9名	全壊12棟 半壊23棟	F2	15	令和元年12月2日	神奈川県横浜市	死者0名 負傷者1名	全壊0棟 半壊0棟	F0	16	令和2年4月18日	神奈川県中郡大磯町	死者0名 負傷者0名	全壊0棟 半壊2棟	F0	<p>P297 第11章 竜巻等突風災害対策 第1節 竜巻の概要 (略) 第1 竜巻の概要 竜巻の発生件数は、年間10数個から20数個程度であり、死者が発生した竜巻被害は平成に入り7回になります。</p> <p><主な突風被害></p> <p><u>(表に追加)</u></p>
	年月日	被害地	人的被害	住家被害	藤田スケール																										
13	平成29年8月7日	愛知県豊橋市	死者0名 負傷者3名	全壊3棟 半壊6棟	F2																										
14	令和元年10月12日	千葉県市原市	死者1名 負傷者9名	全壊12棟 半壊23棟	F2																										
15	令和元年12月2日	神奈川県横浜市	死者0名 負傷者1名	全壊0棟 半壊0棟	F0																										
16	令和2年4月18日	神奈川県中郡大磯町	死者0名 負傷者0名	全壊0棟 半壊2棟	F0																										

新	旧
(出典：気象庁ホームページ) (略)	(出典：気象庁ホームページ) (略)
<p>第11章 竜巻等突風災害対策</p> <p>第2節 竜巻注意情報 (略)</p> <p>第2 竜巻注意情報の予測精度 竜巻注意情報では、竜巻の発生時刻や場所を特定した予測は困難です。 適中率は5%程度（おおむね都道府県の範囲の予測のため市町村単位で見るとさらに低い。）捕捉率は<u>30%</u>程度、発表段階で竜巻の規模は不明、竜巻発生後に発表となることもある等、現段階での予測精度は低くなります。</p> <p>第3 竜巻注意情報の発表回数 竜巻注意情報の発表は、全国で約<u>〇〇〇回</u>/年（<u>令和6年</u>実績、うち竜巻目撃による情報の発表は<u>〇回</u>）となっています。 （出典：気象庁ホームページ） (略)</p> <p>第4 段階的な気象情報の発表 (略) 【竜巻など激しい突風に対する段階的な情報の発表】</p>	<p>P299</p> <p>第11章 竜巻等突風災害対策</p> <p>第2節 竜巻注意情報 (略)</p> <p>第2 竜巻注意情報の予測精度 竜巻注意情報では、竜巻の発生時刻や場所を特定した予測は困難です。 適中率は5%程度（おおむね都道府県の範囲の予測のため市町村単位で見るとさらに低い。）捕捉率は<u>20%～30%</u>程度、発表段階で竜巻の規模は不明、竜巻発生後に発表となることもある等、現段階での予測精度は低くなります。</p> <p>第3 竜巻注意情報の発表回数 竜巻注意情報の発表は、全国で約<u>943回</u>/年（<u>令和2年</u>実績、うち竜巻目撃による情報の発表は<u>3回</u>）となっています。 （出典：気象庁ホームページ） (略)</p> <p>第4 段階的な気象情報の発表 (略) 【竜巻など激しい突風に対する段階的な情報の発表】</p>

